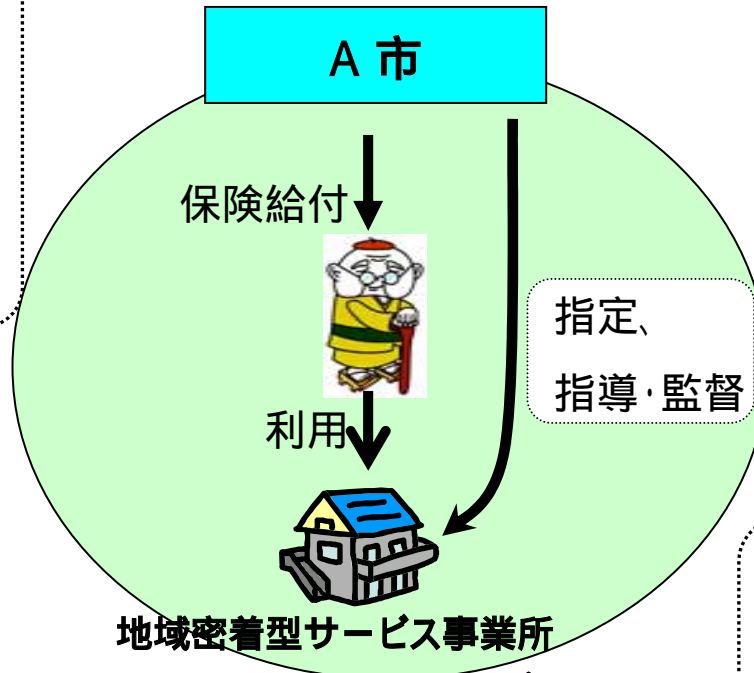


地域密着型サービスの創設

要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型 (= 地域密着型サービス) を創設する。

1: A市の住民のみが利用可能

- ・指定権限を市町村に移譲
- ・その市町村の住民のみがサービス利用可能



2: 地域単位で適正なサービス基盤整備

市町村(それをさらに細かく分けた圏域)単位で必要整備量を定めることで、

- ・サービス基盤の整備が遅れているところでは、計画的な整備が可能に。
- ・過剰な整備は抑制される。

3: 地域の実情に応じた指定基準、介護報酬の設定()

()国が定める報酬の水準が上限

4: 公平・公正透明な仕組み

指定(拒否)、指定基準、報酬設定には、地域住民、高齢者、経営者、保健・医療・福祉関係者等が関与

地域密着型サービスに含まれるもの

- 小規模(定員30人未満)介護老人福祉施設
- 小規模(定員30人未満)介護専用型の特定施設
- 痴呆性高齢者グループホーム
- 痴呆性高齢者専用デイサービス
- 小規模多機能型居宅介護
- 地域夜間訪問介護

小規模多機能型居宅介護のイメージ

基本的な考え方: 「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援する。

利用者の自宅



在宅生活の支援

地域に開かれた透明な運営
サービス水準・職員の資質の確保

管理者等の研修
外部評価・情報開示

地域の関係者が運営状況を協議、評価する場を設ける

小規模多機能型居宅介護事業所

様態や希望により、「訪問」

「訪問」

人員配置は固定にせず、柔軟な業務遂行を可能に。
どのサービスを利用して、なじみの職員によるサービスが受けられる。

「通い」を中心とした利用

様態や希望により、「泊まり」

報酬の定額制がポイント

(利用者)

1事業所の登録者は25名程度
「通い」の利用者は15名程度を上限
「泊まり」の利用者は5~9名程度を上限とし、「通い」の利用者に限定

(人員配置)

介護・看護職員
日中: 通いの利用者3人に1人 + 訪問対応1人
夜間: 泊まりと訪問対応で2人(1人は宿直可)
介護支援専門員1人

(設備)

通いの利用者1人当たり3㎡以上
泊まりは4.5畳程度でプライバシーが確保できるしつらえ

要介護度別の月単位の定額報酬

併設事業所で「居住」

(併設)

「居住」

グループホーム
小規模な介護専用型の特設施設
小規模介護老人福祉施設(サテライト特養等)
有床診療所による介護療養型医療施設 等

小規模多機能型居宅介護と連続的、一体的なサービス提供
職員の兼務を可能に。